

ホテル・旅館等に対する「表示制度」

平成 24 年 5 月に広島県で発生したホテル火災を受け、総務省消防庁では、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止に関する検討を進め、平成 25 年 10 月 31 日に「防火対象物に係る表示制度の実施について」が通知されました。

これにより、ホテル・旅館等の関係者からの表示マーク申請により、消防長が表示基準に適合していると認めた場合、関係者に対して交付されます。

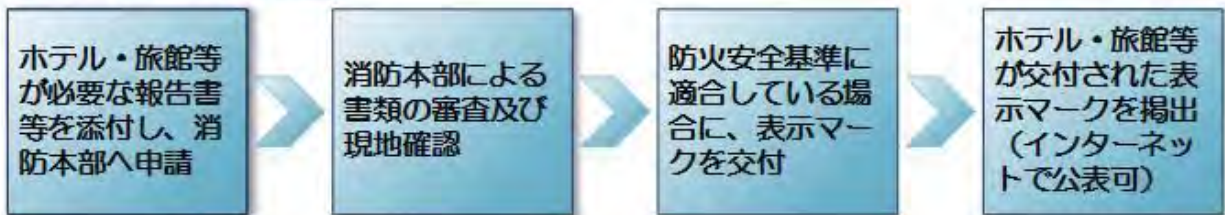
《消防庁が示している表示対象物》

収容人員が 30 人以上、かつ地階を除く階数が 3 階以上の旅館・ホテル等又は、旅館・ホテル等を有する複合用途の建物。



表示マーク（銀）有効期限1年
表示マーク（金）有効期限3年

申請から表示までのイメージ



《表示基準》

- 消防法令の基準（防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等）に適合していること。
- 建築基準法令の基準（構造・防火区画・階段・避難施設等）に適合していること。

【表示制度に係る申請書類】

- 「表示マーク交付（更新）申請書」（PDF ファイル）
- 「表示制度対象外施設申請書」（PDF ファイル）

岳南広域消防本部が「表示マーク」を交付している施設の一覧

※ 参考

[消防予第 418 号](#)

[防火対象物に係る表示制度の実施について（通知）（平成 25 年 10 月 31 日）](#)

[消防予第 419 号](#)

[防火対象物に係る表示制度の実施細目について（通知）（平成 25 年 10 月 31 日）](#)